

## 茨城県立医療大学附属病院における録画カメラの設置及び運用に関する要領

令和2年2月25日

医療大学附属病院

### (趣旨)

第1条 この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、第2条に定める設置目的を達成し、かつ、適正に運用するために、茨城県立医療大学附属病院（以下「附属病院」という。）における録画機能を有するカメラ（以下「録画カメラ」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定める。

### (設置目的)

第2条 録画カメラは、当院における入院患者、来院者等（以下「患者等」という。）、職員の安全確保及び犯罪行為の抑止等を図るために設置する。

### (設置の場所等)

第3条 設置の場所等は以下のとおりとする。

- (1) 設置の場所及び設置台数は別紙配置図のとおりとする。
- (2) 録画カメラの撮影区域の近隣に、録画カメラが作動中であることを記載した表示板を掲示する。

### (管理運営体制)

第4条 管理運営体制は以下のとおりとする。

- (1) 設置者は附属病院長とする。
- (2) 設置者は、録画カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。
- (3) 管理責任者は病院管理課長とする。
- (4) 管理責任者は、録画カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。
- (5) 操作取扱者は附属病院防災センター職員とする。操作取扱者に対しては、個人情報保護法令及び当該要領を遵守させるとともに、適切な管理及び運用を徹底させる。

### (画像の管理)

第5条 画像管理等については以下のとおりとする。

- (1) 録画装置の保管場所は、附属病院防災センターとし、管理責任者または管理責任者の指示を受けた操作取扱者が管理する。
- (2) 画像の保存期間は原則1か月間とする。
- (3) 記録された画像については、複製や加工を行わない。
- (4) 保存期間を経過した画像は、上書き等により、速やかに消去する。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分する。

(5) 画像を閲覧することができる者は、設置者、管理責任者及び操作取扱者の他、設置者または管理責任者が管理上の必要性を認めた部科長等に限る。

(画像の利用及び提供)

第6条 画像の利用及び提供は以下の場合のみとする。

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のためには利用しない。また、次の場合を除き、第三者に提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合

エ 本人の同意がある場合または本人に提供する場合

(2) 前項の規定に基づく第三者への提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求める等して身元の確認を行うとともに、画像提供台帳（様式1）に閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。

(苦情等への対応)

第7条 設置者及び管理責任者は、録画カメラの設置及び管理に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

(守秘義務等)

第8条 画像を閲覧した者は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 録画カメラに関する事務は、病院管理課で処理する。

付則

この要領は、令和2年2月25日から施行する。